

## 水稻適品種選定要領

### 1 目的

農作物奨励品種選定要領に基づく奨励品種に加え、大幅な生産拡大は見込めないが本県に適する高い特徴を有した水稻品種（以下「適品種」という。）を選定し、地域の特徴を生かした多様な米づくりの推進に資する。

### 2 適品種の選定

#### (1) 適品種の考え方

普及見込み面積が小さいなど、奨励品種としての条件は満たさないが、品質等の面で特徴ある特性を有する品種で、今後、地域の特性を生かした多様な米づくりの推進に寄与すると見込まれる品種を適品種の対象とする。

#### (2) 選定方法

適品種の選定に当たっては、農業開発総合センター及び現地の試験成績や、新たな特産品としての開発可能性などを勘案する。

### 3 水稻適品種選定協議会の開催

(1) 適品種を選定するため、水稻適品種選定協議会（以下「選定協議会」という。）を置く。

(2) 選定協議会は、次の機関の関係者をもって構成する。

- ア 県農産園芸課
- イ 県農業開発総合センター
- ウ 県経済農業協同組合連合会
- エ 県主要食糧集荷商業協同組合
- オ その他、県農政部長が特に必要と認める者

(3) 選定協議会の会長は、農産園芸課長をもってあてる。

### 4 公表

適品種として選定された品種は、速やかに農作物奨励品種選定審査会事務局に報告するとともに、品種名、その適応地域、特性等を公表する。

### 5 事務局

選定協議会事務局は、県農産園芸課に置く。

### 6 その他

この要領に定めない事項は、会長が別に定める。

この要領は令和2年4月1日から適用する。